

浦安市規則第68号

浦安市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定による利用者に負担させる費用を定める規則の一部を改正する規則

浦安市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定による利用者に負担させる費用を定める規則（平成12年規則第49号）の一部を次のように改正する。

本則の表特別養護老人ホームの項食事の提供に要する費用及び原材料費の実費に相当する費用の目額の欄中「1,650円」を「1,800円」に、「1,392円」を「1,445円」に改め、同項居住に要する費用の目従来型個室の節額の欄中「1,171円」を「1,231円」に改め、同目多床室の節額の欄中「855円」を「915円」に改め、同表老人短期入所施設の項食事の提供に要する費用及び原材料費の実費に相当する費用の目額の欄中「1,650円」を「1,800円」に、「1,392円」を「1,445円」に改め、同項滞在に要する費用の目ユニット型個室の節額の欄中「2,006円」を「2,066円」に改め、同目従来型個室の節額の欄中「1,171円」を「1,231円」に改め、同目多床室の節額の欄中「855円」を「915円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の浦安市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定による利用者に負担させる費用を定める規則本則の表の規定は、施行日以後の利用に係る費用について適用し、施行日前の利用に係る費用については、なお従前の例による。